

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」及び「（以下「基礎賦課総額」という。）」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）」

（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものと除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額」を削る。

第9条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「うち、一般被保険者」を「うち、被保険者」に改め、同項後段を削る。

第10条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の2から第11条の4までを次のように改める。

第11条の2から第11条の4まで 削除

第11条の4の2を削る。

第11条の5中「又は第11条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の2の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。）」を削る。

第11条の5の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「係る部分であって、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を「充てる部分」に改め、「同じ。」の次に「の額」を加え、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第11条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「うち、一般被保険者」を「うち、被保険者」に改め、同項後段を削る。

第11条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「前条」を「前条第1項」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の5の5の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削る。

第11条の5の6から第11条の5の9までを次のように改める。

第11条の5の6から第11条の5の9まで 削除

第11条の5の10中「又は第11条の5の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。）」を削る。

第11条の6第1号中「同じ。」の次に「の額」を加え、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条第1項中「、第11条の2、第11条の5の3若しくは第11条の5の6」を「若しくは第11条の5の3」に改め、「その額（基礎賦課額又は後期高齢者支援金等賦課額をいう。次項において同じ。）については、」を削り、「日又は」を「日若しくは」に改め、同条第2項中「、第11条の2」及び「、第11条の5の6」を削る。

第15条の2第1項中「又は第11条の2」を削り、同条第3項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の5の6」を削り、同条第4項中「又は第11条の2」を削る。

第15条の4第1項中「又は第11条の4」を削り、同条第2項中「又は第11条の4」及び「又は第11条の5の8」を削り、同条第3項第1号中「又は第11条の4」を

削り、同条第4項中「又は第11条の4」及び「又は第11条の5の8」を削る。

第15条の5第1項中「又は第11条の2」を削り、同条第3項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の5の6」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第11条の2」を削り、同条第7項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の5の6」を削り、同条第8項中「又は第11条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。